

諮問番号：平成30年諮問第1号                      諮問日：平成30年12月14日  
答申番号：平成30年度答申第1号                  答申日：平成31年 2月 7日  
件 名：「面会申込書」（特定議員及び特定個人に係るもの）の不開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件請求に係る「面会申込書」につき、その存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

### 第2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「特定議員及び特定個人に係る『面会申込書』」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成30年11月29日付け参庶文発第73号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が本件対象文書の存否を明らかにせず不開示としたことについて、その取消しを求め、本件対象文書の存否を明らかにした上で、なお事務局文書が存在する場合には開示すべきというものである。

#### 2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書に係る当該特定議員は、国会における発言の中で、当該特定議員の意志として、当該特定個人との面会の有無に関する情報を開示しており、「事務局不開示情報」である「国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」（規程第4条第1号）には当たらず、当該特定議員自らが公にしているように存否を含め、開示すべきであり、不開示の理由には当たらないため。

### 第3 事務局の説明の要旨

#### 1 本件対象文書

開示を求められた事務局文書は、「特定議員及び特定個人に係る『面会申込書』」である。面会申込書は、参議院議員会館において議員に対し面会をしようとする者が記入し、参議院議員会館受付に対し提出するものである。

#### 2 不開示理由の要旨

本件対象文書の存否を回答することにより、特定期間における特定人物と特定議員との面会の有無に関する情報を開示することとなる。

当該情報は、特定議員の特定の政治活動を明らかにする情報であり、事務局不開示情報である「国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」（規程第4条第1号）に該当するため、規程第7条に基づき、存否を明らかにせず不開示とした。

### 3 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、苦情の申出書において、当該特定議員は、国会における発言の中で、当該特定議員の意志で、当該特定個人との面会の有無に関する情報を開示しており、「事務局不開示情報」である「国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」（規程第4条第1号）には当たらず、当該特定議員自らが公にしているように存否を含め、開示すべきであり、不開示の理由には当たらない旨主張する。

しかしながら、苦情申出人が主張する当該発言部分は、当該特定議員が特定の日付についてのみ、かつ、当該特定個人の氏名についても、特定の氏名を明らかにしない形で発言しているにすぎず、本発言をもって、苦情申出人が開示を求めている本件対象文書について当該特定議員自らが既に公にしているとは言えない。

よって、本件対象文書に係る情報は、公にすることにより、議員の活動に支障を及ぼすおそれのあるものではないとは言えないことから、存否を明らかにせず不開示とすべきものと考えらる。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成30年12月14日 諮問の受理
- ② 同月27日 事務局の職員（管理部管理課議員会館監理室長）からの説明聴取及び調査・審議
- ③平成31年1月17日 事務局の職員（管理部管理課議員会館監理室長）からの説明聴取及び調査・審議
- ④ 2月7日 調査・審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおり、「特定議員及び特定個人に係る『面会申込書』」である。

事務局が、本件対象文書の存否を回答すると、規程第4条第1号に定める事務局不開示情報を開示することになるため、規程第7条に基づき、その存否を明らかにせず不開示としたところ、苦情申出人から本件対象文書の存否を明らかにした上で、事務局文書が存在する場合にはこれを開示すべきであるとの苦情の申出がされた。

以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

##### (1) 規程第4条第1号の趣旨について

事務局は、本件対象文書が規程第4条第1号の事務局不開示情報に該当すると主張していることから、同規定の趣旨を確認する。

各会派又は各議員は、それぞれの主義、信条等に基づいて広範にわたる政治活動を自律的に行っているところ、各会派又は各議員の政治活動に関する情報を公にした場合には、当該会派又は議員の活動に対する他の会派、議員等からの干渉を招き、当該会派又は議員の政治活動が侵害されるおそれがある。そこで、規程第4条第1号は、「国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」を事務局不開示情報とすることにより、各会派又は各議員の独立性を保護していると解される。

## (2) 面会申込書の性質について

面会申込書の性質について、当審査会が事務局に確認したところ、面会申込書は、議員会館において議員に対して面会をしようとする者が、面会の日時、議員の氏名、面会者の氏名・団体名・勤務先又は住所・用件等の情報を記入し、参議院議員会館受付に提出するもので、当該情報に基づき議員事務室が面会の可否を判断するものである旨、また、面会申込書の内容については、面会した議員事務室から記録の照会があった場合に、当該議員事務室に限り情報提供を行っている旨の説明があった。

## (3) 規程第4条第1号該当性について

上記の面会申込書の性質に基づき、当該文書が規程第4条第1号の「国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であって、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかを検討する。

面会申込書に記載される情報は、面会者の氏名・団体名・勤務先や面会の日時等、議員の政治活動を具体的に明らかにする内容を含むものである。当該情報が明らかにされると、各会派又は各議員による自主的で独立した調査研究や政策形成の過程の一端が公にされ、議会における政治活動そのものに支障を来すなどの不利益が生ずるおそれがあると認められるため、当該情報は規程第4条第1号の事務局不開示情報に該当する。

また、特定個人から提出された面会申込書の存否自体が、特定議員と特定個人との面会の有無に関する情報であるところ、面会した議員事務室から記録の照会があった場合に限り面会申込書の内容について情報提供を行うという事務局の対応は、議員の政治活動の保護の観点から、面会申込書に記載される情報のみならず、特定議員と特定個人との面会の有無という情報についても、他の会派、議員等を含め明らかにすべきではないという趣旨に基づくものと考えられる。仮に事務局が特定個人から提出された面会申込書の存否を明らかにした場合には、本来、当該面会をした議員事務室に限り提供されるべき当該議員の活動に関する情報が明らかとなり、議員が他の議員、会派等の干渉を受けたり、議員会館事務室において面会するか否かの判断に影響が及んだりするなど、議員の政治活動が侵害され、各会派又は各議員による自主的で独立した調査研究や意思形成が阻害されるおそれがあると認められる。

また、苦情申出人が主張する特定議員の国会における発言を確認したところ、特定個人の氏名を明らかにせずに発言しており、苦情申出人が主張するように、当該特定議員自らが本件対象文書に関する情報を公にしているとは言えない。以上によれば、本件対象文書は、その存否を回答するだけで規程第4条第1号の事務局不開示情報を開示することとなるため、規程第7条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とすべきものと認められる。

### 3 不開示としたことの妥当性

以上のことから、本件対象文書について、その存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、高山崇彦